

2008年11月14日

代引きは金融業としての規制をすべきではない

委員 芝崎健一

私は、本WG委員として、誠心誠意、世のため・消費者のために議論している。

私は、下記の三つの理由により、実際に利用する消費者のため、代引きサービスには、金融業としての法規制をかけるべきではないと主張する。

1. 代引きが収納代行の一類型であるという誤った理解に基づいて、代引きに法規制をかけるべきではない。

代引きは、半世紀以上前より売り手からの依頼によって、物の配達と同時に提供されてきた販売支援サービスである。また、代引きは、国土交通省の認可を受けた運送業者のみが、貨物自動車運送事業法に定められた配送の附帯業務として提供している。

一方で、収納代行は、1987年にコンビニエンスストアが開始したサービスである。消費者が電気やガス等のサービスの提供を受けた後、消費者自らが支払いを目的にコンビニに赴いた際に利用できるサービスである。

従って、サービスの本質が明確に違う両者を混同し議論してはならない。

2. 不適格な事例である「不祥事件の報道」の誤解に基づいて、法規制をかけるべきではない。

金融庁が例示する代引き不祥事件の中には、運送業者に起因する事例は一例もない。そのうえ、少なくとも22年以上深刻なトラブルも発生しておらず、今後もそのようなトラブルは具体的に想定されにくい。

従って、代引きサービスへの規制は例示された不祥事件の解決策にはならず、そのような規制は消費者に無用の不利益を強いるだけであることに気が付かなければならない。

3. 実際に利用する消費者にとっての具体的な懸念が一切指摘されない中で、将来における漠然とした懸念のみに基づいて、どのような法規制もかけるべきではない。

消費者にとっての個別具体的な懸念があれば、是非、ご指摘いただいて問題解決を図るべきである。

しかしながら、この会議において、十分な議論がなされないまま、具体性のない懸念によって unnecessary な規制がかかり、結果として実際に利用する消費者に不利益がもたらされることは、誰も望んでいないと確信する。

以上の理由により、誤った理解に基づく判断により代引きを金融業と混同し、金融業としての規制をかけることは、世のため・消費者のためにならず、厳に慎むべきものとする。

以上